

# 総合評価落札方式にかかる事務手引き 【建設工事】

## 改正内容

- ・「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価対象建設資材の使用を提案する場合の条件について一部修正。

P14

- 〈1〉県産品建設資材の使用を提案する場合  
②摘要欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと  
→②名称(規格／条件)、摘要欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- 〈2〉県認定リサイクル製品の使用を提案する場合  
②摘要欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと  
→②名称（規格／条件）、摘要欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと

## ○適用

令和7年12月16日以降の入札公告分から適用